

## 工事請負契約に関する提出書類（契約金額 500 万円以上 1 億 5,000 万円未満）

契約の締結に当たり、次の書類を契約日までに善通寺市総務課に提出してください。

提出書類	部数	当初提出	後提出	注意事項
工事請負契約書	2	○		契約書 1 部に収入印紙を貼付し、割印すること。 契約書に次の書類を添えて、袋とじにして割り印すること。 ①工事請負契約約款・不当要求に対する措置に関する特約 ②リサイクル関係書類（別紙 6-2～6-4 のうち必要なもの）※建設リサイクル法の対象工事のみ。
契約保証に係る証書等	1	○		請負代金額の 10 分の 1 以上とし、次の中から選択すること。 契約保証金の納付・・・・・・・・・・領収書 有価証券等の提供・・・・・・・・・・有価証券等 金融機関の保証・・・・・・・・・・保証書 前払金保証事業会社の保証・・・・・・・・保証証書 公共工事履行保証証券による保証・・・証券 履行保証保険契約の保証・・・・・・・・証券
課税・免税事業者届出書	1	○		課税期間は、その期間に契約日が含まれるように記入すること。
工事着手届	1	○		届出年月日、工事着手年月日は、契約日を記入すること。
工程表	1	○		届出年月日は、契約日を記入すること。
施工体制台帳及び施工体系図	1		○	下請負契約を締結したときは提出すること。 ※一次下請業者については、原則、社会保険加入業者であること。
下請業者選定通知書	1		○	下請負契約を締結したときは提出すること。 ※一次下請業者については、原則、社会保険加入業者であること。
現場代理人及び主任技術者等選任通知書	1	○		資格を証する書類の写し及び健康保険証の写しを添付すること。 請負代金額が 3,500 万円以上（建築一式工事は 7,000 万円以上）の工事の場合は、主任技術者又は監理技術者は専任の者でなければなりません。 他の工事の技術者を兼ねることができません。
建設業退職金共済制度	1		○	掛金収納書を貼付すること。 証紙を購入しない場合は理由を記入すること。
CORINS の登録内容確認書	1		○	CORINS の登録を行い、登録内容確認書を提出すること。
前払金請求書	1		○	契約金額が 300 万円以上の場合、前払金を請求することができる。 請求額は、契約金額の 10 分の 4 以内の額（10 万円未満切捨）とする。 請求の際は、前払金保証事業会社の保証証書を添付すること。
リサイクル関係書類	1		○	①説明書 ②リサイクル関係書類契約書（別紙 6-2～6-4 のうち必要なもの） ③分別解体等の計画等

			<p>※建設リサイクル法の対象工事のみ。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 建築物の解体 (床面積の合計 80 m<sup>2</sup>以上)</li><li>・ 建築物の新築又は増築 (床面積の合計 500 m<sup>2</sup>以上)</li><li>・ 建築物の修繕・模様替 (請負代金額 1 億円以上)</li><li>・ その他の工作物の工事 (請負代金額 500 万円以上)</li></ul> <p>※詳細は工事担当課と協議の上、提出すること。</p>
--	--	--	---